

「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（案）等」に対する意見

[氏名]	株式会社ストラテジックキャピタル、丸木 強
[住所]	東京都渋谷区東3-14-15 MOビル6F
[御意見]	
<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>対内直接投資の定義として、これに該当することとなる保有議決権比率を10%から1%に下げること（令第2条第8項及び第10項）、及び会社の経営に重要な影響を与える事項に関する同意行為（令第2条第11項）を定めること</p> <p>・ 意見内容</p> <p>改正は不要です。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</p> <p>今般の外為法改正の目的は、財務省作成の資料によれば、「経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進する」とともに、「国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応」と説明されています。しかしながら、次の通り、改正案が実現してもその目的は達せられず、全く意味がないと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 取締役選任や重要事業の譲渡に係る株主提案は、会社法により株主に認められた権利であり、この権利行使を自制させるような制度は、コーポレートガバナンス改革を推進してきた日本政府の方針に相反するものです。したがって、大きな政策目的の達成が期待できない限り、そのような制度を導入すべきではありません。</li> <li>▶ 財務省作成の資料によれば、事前届出の閾値を1%にした理由は会社法上の議題提案権の基準であることが理由とされています。しかしながら、議決権比率1%以上10%未満の株主が行う、取締役選任に係る株主提案によって、当該少数株主が取締役会を支配することができる取締役の構成が実現して「国の安全等を損なうおそれ」が生じることなど、およそ想定できません。このような提案を行う少数株主の意図は、取締役会の支配ではなく、社外取締役の追加選任によるコーポレートガバナンスの改善です。改正案では、このようなコーポレートガバナンス改善のための提案が審査されることになってしまいます。</li> <li>▶ また、1%以上の株主であればなおさら、投資先企業の事業の収益性には大いに関心があるところではあります。2018年には、コーポレートガバナンス・コードに資本コストの概念が導入されており、この考え方に則り、株主としては、例えば資本コストに見合わない事業部門の売却を提案することが非常に合理的な場合があります。このような場合、「経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進する」ためには、その事業部門の売却が推進されることが望ましいと考えられます。そして、「国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応」の観点から規制の対象とするべきは、事業の売り手ではなく買い手なのです。</li> <li>▶ 改正案が実現すれば、結局のところ、取締役選任や重要事業の譲渡に係る株主提案を行う可能性がゼロではない投資家は、事前届出を行わざるを得ません。そして、財務省のQ&amp;Aによれば、「国の安全等の観点から問題の無い行為については、審査通過の通知を5営業日以内に行う」とされています。すなわち、国の安全に全く効果の無い規制により、我々のような投資家は、事前届け出という書類作業が増加したうえに5営業日の機会損失となります。さらに、今般の外為法改正により、日本政府はアクティビスト封じをしているとの風評が立ち、「経済の</li> </ul>	

健全な発展につながる対内直接投資を一層促進する」目的と逆行する結果になっています。前記の通り、真に規制すべきは日本企業又はその事業を支配しようとする「買い手」です。この買い手を外為法で規制すべきであり、そのためには改正前のルールでも十分であったかもしれません。また、日本企業からの人材流出、産業スパイ及び日本企業の海外進出に伴う知的財産の流出、国内不動産の非居住者による取得、等については、国の安全の観点から（外為法ではない）別途の効果的な方策を採るべきと考えます。

以上